

番号	大分類	小分類	質 問	回 答
1	建設工事	地域ブロック限定型	当社は仙台ブロックでA等級の地域密着型の会社ですが、今回の改定ではS等級の地域ブロックを限定して地元企業の受注拡大、さらには、1億から1億5千万円未満と適用枠を広げ入札案件も多くして地域に発注する方針ですが、あくまで土木一式S等級の地域企業の改善に限定しているように感じます。 当社のような県工事受注を目指す企業には、S等級に配慮した改定も必要かもしれませんが、例えばオープンブック方式での下請体制の事前確認の再開に伴い、下請け企業も地域ブロック限定など（加点方式ではなく指定条件）を単純な工種に限り一部取り入れるなど、元請ばかりではなく地域下請け企業にも受注機会拡大などの改定が本当の「地域で調達できるのは、地域に発注する」の方針に繋がるのではと考えます。 震災の復旧・復興事業が概ね完了し、事業量が減少した中でも、事業拡大を思い受注機会を探っている小規模事業者は、S等級と同じ土俵での入札や、近年の人材不足で高額な一級技術者を雇入れる事も困難ですのでより多くの受注案件を増やししながら技術と適正利益を突き重ねて等級ランクアップを期待できる事業規模に考慮した入札改正を望んでおりますが、今後ご考慮頂ける機会がございますでしょうか。	総合評価落札方式では「県内企業の活用計画割合」に加点項目を設け、地元下請け企業にも配慮した評価を行っております。 ご質問にあるように下請け企業を地域ブロック限定の指定条件した場合、下請け企業が手配できず、入札不調が増える懸念もあることから、取扱いは慎重にしなければならないと考えております。 ご意見を参考に、地元企業への受注機会の拡大に向け入札契約制度の改善に努めてまいります。
2	建設工事	施工体制事前提出方式	オープンブックの再開について、管内一円工事等施工内容及び施工時期が一切決まっていない工事についてどのように運用しますか？ 以前は設計内容が工事開始とともに大幅に変更になったり施工時期が変更になり予定していた下請業者が工事できなくなったりすることが多発したと記憶しています。	施工内容及び施工時期の変更等、正当な理由がある場合は下請負業者・下請負内容・下請負金額の変更を行うことができます。
3	建設工事及び建設関連業務	一抜け入札方式	一抜け入札について、総合評価点が高く、高品質が担保されている企業の応札機会を奪い、総合評価が低い企業に落札機会を与えることは、品確法第12条および第13条に基づいて作成された総合評価において行われた技術能力の審査を無視して県民に対する成果品の品質低下をまねいてしまうと考えられます。このような対応は、品確法とどのように整合性を保つのでしょうか？	今回の一抜け入札方式は、地元企業の安定した経営と技術者育成の観点から受注機会の確保を目的とし試行するものです。既に国や2／3の都道府県で一般的に導入されており、厳正な審査のもと落札候補者となりますので、品質の低下による第12条及び第13条との整合性が保たれなくなるとは考えておりません。
4	建設工事及び建設関連業務	一抜け入札方式	1抜け入札について、県では、現場代理人の常駐義務を緩和するため、条件によっては現場代理人が複数の工事を兼任することを認めています。その条件の一つに、施工場所が同一の市町村内、または10km以内の距離であることが含まれます。しかし、1抜け入札を実施すると、これに該当する工事がなくなり、結果として現場代理人の兼務が認められなくなります。これでは、技術者の減少に対応するという方針と矛盾しませんか？	一抜け入札方式で公告された工事との別に発注があった工事においては、現場代理人の兼務は可能です。 一抜け入札方式は、全ての案件に適用するものではありません。
5	建設工事	施工体制事前提出方式	入札時に提出する工事費内訳書は、これまで通り下請業者情報は未記載、落札候補者となった時点で下請業者の情報を記載した工事費内訳書を提出する、との解釈で宜しいでしょうか？	入札時に提出する工事費内訳書においては、下請負業者等を省略できるものとし、落札候補者となった場合に、下請負業者等を記入し提出するものです。
6	建設工事	施工体制事前提出方式	当初は発注図書・図面のみで下請業者の金額となるはずですが、本工事着手後に現場確認を行った際、工事現場の状況や発注図書・図面の精査（既設機器メーカー判明等々）の状況により、提出した工事費内訳書内の下請業者情報が変わることが生じた場合、どのように対応したら宜しいのでしょうか？	施工内容及び施工時期の変更等、正当な理由がある場合は下請負業者・下請負内容・下請負金額の変更を行うことができます。
7	建設工事	施工体制事前提出方式	工事着手後に工事費未記載の下請業者を追加したい場合は、これまで通り追加で記載し下請承認書類を提出するとの解釈で宜しいでしょうか？	施工内容及び施工時期の変更等の正当な理由により下請業者を追加する場合は理由書を含む下請承認書類を提出願います。
8	建設工事	施工体制事前提出方式	失格判断基準（4）の確認ですが、宮城県の実行能力確認調査における数値的判断基準内では、【建築工事及び建築設備工事は、元請下請適正化基準を適用しないものとする。】とありますが、建築工事・電気工事・管工事等は失格判断基準（4）は適用外との事で宜しいのでしょうか？	お見込みのとおり、建築工事及び建築設備工事は適用外です。
9	建設工事及び建設関連業務	一抜け入札方式	同条件で複数件名開札した場合、最後の落札候補者となるまで、かなりの期間 配置技術者を他公共工事の入札へ参加させず待たせることになると思いますが、スムーズ候補者選定となり得るのでしょうか？	一抜け入札方式での落札候補者の選定においては、通常よりも時間を要することが想定されています。 来年度より実施する試行導入において、具体的な事務処理期間の短縮を検討して参ります。
10	建設工事	施工体制事前提出方式	改定後追加の内容で、調査基準価格を上回る入札の場合、「落札候補者」は「速やかに下請業者及び下請工事を記入した工事費内訳書を提出」するが、失格判断基準（4）は適用されずに、「提出された工事内訳書」の受理のみで落札決定されると解してよろしいか。	お見込みのとおりです。 R2-1-1からR6-12-31に完了検査を行った成績評価が対象です。

番号	大分類	小分類	質 問	回 答
11	建設工事	施工体制事前提出方式	オープンブック方式の再開についてですが、現在、発注工事は暫定発注や標準発注といった形で、そのほとんどが設計変更を伴っています。そのため、実際に工事が成立するかどうか不明な案件に対して、真面目に下請見積もりを作成してくれる業者は本当にいるのでしょうか。 加えて、建設業界はもともと人手不足で、各社の出来高が減少しているため、協力業者との連携が不可欠です。さらに、働き方改革により残業が制限され、週休二日制が導入されるなど、施工日数が不足している現状で、成立するかどうか怪しい工事の見積もりを、正確かつ適正に提出してもらうのは現実的に難しいと思います。 また、急いで見積もりを作成しても、打ち合わせが延びたり、見えない部分で変更理由が発生したりすると、いったんいつ工事が始まるのかも不透明です。下請け業者をどのように待たせるのか、県側が待機料金を支払うのかも疑問です。 さらに、宮城県で非承認業者が下請けとして参加しているのは、県独自の承認システムが原因だと思えます。国や仙台市のように、建設業法に基づくシステムに切り替え、独自の承認システムを廃止すべきだと思います。現行の元請け・下請け要綱は、現状にはそぐわないと感じます。	近年、下請未承認の発生やそれに伴う指名停止案件が散見されております。 その原因として、現状の特例措置では下請承認時まで、下請を含めた施工体制を受発注者間で共有させていないことが考えられます。上記より、落札候補者にのみ元請下請体制の事前確認を行うこととしますのでご理解願います。 また、施工内容及び施工時期の変更等、正当な理由がある場合は下請負業者・下請負内容・下請負金額の変更を行うことができます。
12	建設工事	施工体制事前提出方式	【失格価格（４）について】規定には以下のように記載されております。「直接工事費における想定下請入札率は、下請金額の合計額÷Σ（各細別の下請金額÷各細別の入札率）により算出するものとする。」 具体的な意味について ・この数式が示すものは、実際の運用においてどのような意図・目的で用いられているのか、具体的な説明や計算例を交えてご教示いただけますでしょうか。 「各細別の下請金額」とは？ ・ここで言う「各細別の下請金額」とは、どの部分（例：労務費、材料費、直接経費等）の下請け契約金額を指すのか、具体的な項目等をご説明いただければと存じます。 「各細別の入札率」とは？ ・また、「各細別の入札率」とは、行政がどのような基準や算出方法に基づいて設定されているのか、具体的な数値の例等あれば合わせてご教示いただけますでしょうか。	別紙のとおりです。
13	建設工事	施工体制事前提出方式	【３ 工事費内訳書記載内容変更の制限】 現行規定では、下請け依存度を数値化した判断基準を取り入れることで、入札時に工事費内訳書における下請け予定額を実際より低く記載する可能性を防ぎ、落札後に下請け額が大幅に増加すること（具体的には、入札時の下請け予定額に対して実際の下請け額の増加が工事請負額の30%を超える場合）を原則として承認しないというルールになっています。 この規定は、設計変更や増工がない場合には工事費の管理において妥当なものと思われます。しかし、実際の現場では、例えば当初100mで発注したガードレールが、調査結果により500m必要になるといった正当な変更が生じることもあります。その場合、当然ながら下請け額が大幅に増加するのは避けられません。また、他の工種で減工などの調整があった場合も、全体として見た下請け割合が高くなる可能性があります。 このような現実の状況を鑑みると、詳細な設計・発注ができることは理想ですが、実際には予めすべてを正確に確定するのは難しいことも理解できます。従いまして、規定上の厳格な30%という基準だけでは、正当な設計変更に伴う下請け増加を十分に考慮できないのではないかと懸念しております。 この点について、実際の運用においてどのような柔軟な対応を想定されているのか、または正当な変更についてはどのような例外措置が講じられているのかご教示いただけますと幸いです。	「公正な元請下請関係を築くための施工大使確認調査」において、調査基準価格を下回る入札で、下請割合の大幅な変更がある場合は以下のいずれかを満足する必要があります。 ・入札時における下請負予定額に対し、下請負額の増加分が工事請負額の概ね3割に満たないこと ・下請負額の増額について、工事内容の変更に伴う新たな工種の追加や下請負額の増加分に相当する工事量増加等の相応の理由があること 本質問の場合では工事内容の変更に伴う下請負額の増加であることから、変更を行うことができます。
14	建設工事	その他	災害時における地域貢献の実績の有無（過去5年間）について 配点3の優良評価で『実績あり（複数の防災協定（目的別）について、それぞれ対応した実績または単一の防災協定について、複数回対応した実績）』とありますが、この評価は防災協定に基づく実績のみが該当し、防災協定に基づかないものは該当しないという解釈でしょうか。	防災協定に基づく実績のみを対象としています。
15	建設工事及び建設関連業務	一抜け入札方式	「一抜け入札方式」は、一般競争入札（地域維持型業務総合評価落札方式）の各種維持管理業務委託でも、同様に適用されるのでしょうか？ 上記の続きになりますが、「一抜け入札方式」を適用された場合、A地区維持管理業務では地域維持型建設共同企業体で入札に参加、B地区維持管理業務では単独で入札に参加した場合、共に落札候補となった場合、「一抜け入札方式」が適用されどちらかは無効となるのでしょうか？	地域維持型業務総合評価落札方式は適用外となります。
16	建設関連業務	企業・技術者評価	企業評価の最高点を平均点へ改定する部分ですが、土木部事業管理課のホームページで公表（建設工事等表彰制度について→建設関連業務成績評定の結果(R5. 8. 30更新)（契約課HP））しております内容の対象業務では公表の前年度（4月1日から翌3月31日）に完了し、成績評定を行った業務を対象としておりましたが、本運用は年度単位の括りではなく、年の括りによる平均点で運用との理解でよろしいでしょうか？ 事業管理課のホームページにおける公表では年度括りで表記されているため、年度の括りではないかと確認を含めての質問とさせていただきますがご教示願います。	総合評価落札方式における企業評価は、暦年単位（令和2年1月1日から令和6年12月31日）の平均点としています。 なお、技術者評価は、年度単位（令和2年4月1日から令和7年3月31日）の最高点となります。
17	建設関連業務	企業・技術者評価	平均点の算出は小数点以下四捨五入による算出の考えでよろしいですか。	お見込みのとおりです。

番号	大分類	小分類	質 問	回 答
18	建設関連業務	その他	総合評価落札方式の手引きですが評価項目における補足説明も、例として直前5ヶ年度や過去5年間等が混在し紛らわしく混在されてる文面が見られます。補足説明（要望）で何年何月から何年何月までの期間と誤解の無いように補足（明示）願えればと思います。	「年度」と「年間」の表記を統一します。
19	建設関連業務	企業・技術者評価	資料のP4において、『令和7年度から「過去5年間の同種業務の成績」に対象期間を拡大する』との記載がありますが、『同業種』の間違いでしょうか。	同業種（測量・建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタント・建設設計）の分類となります。
20	建設関連業務	企業・技術者評価	評価対象となる成績評定の契約期間は、4～3月ではなく1～12月の区切りでの1年となりますでしょうか。	総合評価落札方式における企業評価は、暦年単位（令和2年1月1日から令和6年12月31日）の平均点、技術者評価は年度単位（令和2年4月1日から令和7年3月31日）の最高点となります。
21	建設工事及び建設関連業務	一抜け入札方式	一抜け入札方式で公告された複数の入札に参加する場合、配置技術者や実施方針などが共通化されるのでしょうか？それとも今まで通り案件ごとに提出するのでしょうか。	配置技術者は同一となりますが、実施方針は案件毎となります。
22	建設関連業務	企業・技術者評価	成績評定の平均点算出にあたり、小数点以下は四捨五入でしょうか、切り捨てでしょうか。	小数点以下は四捨五入しております。
23	建設関連業務	企業・技術者評価	総合評価落札方式の企業評価のうち業務成績評定が平均点に変わることにより、評価基準の成績点数の区分は現行どおりか見直しがあるのでしょうか。	評価基準の成績点数区分は現行から変更ありません。
24	建設関連業務	企業・技術者評価	業務成績の評価基準の改定で、平均点に錯誤がある場合、確認に要する時間及び錯誤が確認された場合の修正反映される日数をご教示下さい。 また、平均点算出期間 R2. 1. 1～R6. 12. 31 は、工期で考慮してよろしいでしょうか。	平均点に錯誤がある場合、内容の確認、修正に相当の時間を要すると見込まれます。事前のご確認をお願いいたします。 R2. 1. 1～R6. 12. 31に完了検査を行った業務になります。
25	建設工事及び建設関連業務	一抜け入札方式	一抜け入札方式に関して、予定価格が高い1位の落札候補者が、総合評価確認の結果、錯誤により順位が変動した場合、連動して他業務も変動するのでしょうか。また、1位錯誤の業者は、その他業務は再度評価されるのでしょうか。そして、一抜け入札方式以外で落札候補者となり、最大手持の為辞退の連絡をした後、錯誤変動により当該一抜け入札方式の業務も無しになってしまうのでしょうか。	上位案件順に落札決定後に、次案件の審査を行うことから、順位の変動はありません。
26	建設工事	地域ブロック限定型	現行の趣旨では「受注機会を拡大することにより、地域の守り手としての多くの地元企業の経営安定と育成が期待できる」とされています。しかし、実情としては、建設業界、特に地方では高齢化と担い手不足が深刻化しており、多少の受注拡大だけで企業の長期的な成長や存続が実現できるか疑問が残ります。確かに数年前に倒産や廃業を先送りできたとしても、10年後、20年後の視点では、 ・田舎ほど高齢化が顕著であり ・若年層が魅力を感じる就職先としての環境が整っていない といった状況が、企業の将来的な競争力や持続性を著しく損なう可能性があります。実際、総合評価で高得点を得る企業が、スケールメリット（コスト削減、技術力の継承、新型機械導入のための資金力向上など）によって将来性が開かれる一方、管理能力や経験、若手技術者の不足が課題の企業に対して、むやみに受注機会を拡大するのは、長期的視点では愚策と考えられます。	ご意見を参考とし、入札結果等を検証しながら、随時制度改正を行って参ります。
27	建設工事及び建設関連業務	一抜け入札方式	「企業の持つ技術力の維持・継承、技術者の育成および工事の品質確保が期待できる」との見解がありますが、そもそも、そのような高い技術力や品質を有する企業は、既に総合評価で高得点を獲得しており、十分な受注機会を得ているのではないのでしょうか。現実問題として、高齢化により現職の経営者や従業員がいる限り、短期的な仕事の受注は可能と考えられます。しかし、10年先、20年先の持続可能性を見据えると、現状の枠組みで期待される効果は極めて限定的ではないかという疑問が残ります。	試行的に実施し、検証して参ります。
28	建設工事及び建設関連業務	一抜け入札方式	「不測の事態による工事遅延リスクの分散や、過大受注による品質低下防止につながる」との効果が主張されていますが、具体的には、これらの問題は年間どの程度発生しているのでしょうか。具体的な統計データや過去の事例といった根拠に基づいた問題提起がないと、説得力に欠けると考えられます。より実態に即した数値や事例の提示が必要ではないでしょうか。	試行的に実施し、検証して参ります。
29	建設工事及び建設関連業務	一抜け入札方式	「各企業が一案件しか落札できないため、特定企業への受注が集中することを防ぎ、公平な競争環境が確保される」とされています。しかし、品確法の理念は、価格以外の要素、技術や品質、経験などを点数化した総合評価に基づくものであり、こうした企業努力を評価対象から除外して一律の公平性を追求することは、企業の積み重ねてきた努力や技術の継承を軽視する結果につながる恐れがあります。公平性を図るのであれば、単に「1抜け方式」とするのではなく、総合評価の中に必要な評価項目を十分に盛り込み、各企業の実力を正當に評価する仕組みが求められると考えます。	試行的に実施し、検証して参ります。

番号	大分類	小分類	質 問	回 答
30	建設工事	地域ブロック限定型	総合的な見解 地方の建設業を守り担い手を確保するという目的において、1 抜け入札制度は短期的には一定の効果があるように見えるものの、中長期的にはさらなる業界の衰退を招く懸念があります。たとえば、現状の農業分野では、小規模事業者が大規模化・集約化に至らず、担い手不足と平均年齢の上昇（70歳近く）という深刻な問題に直面しています。平等と公平のバランスを十分に考慮しなければ、建設業界でも同様の問題が再現される可能性は否めません。	建設業界団体との意見を踏まえ、適宜、入札契約制度を改善して参ります。
31	建設工事	施工体制事前提出方式	オープンブック方式において「落札候補者は下請工事内訳書を速やかに提出」とありますが、 入札書提出時においては下請けの記載部分が未記入のものを提出し、 落札候補者になった時点で下請け記載部分を記入したものを提出する、という理解でよろしいでしょうか。 またその際、労務賃金調書の記載も必要でしょうか。	入札書提出時においては下請けの記載部分が省略できますが、落札候補者になった時点で下請け記載部分を記入したものを提出して下さい。労務賃金調書の記載も必要となります。
32	建設工事	施工計画等の改善	「総合評価落札方式における施工計画等の改善」において、現在の施工計画のテーマ（「施工の手順（工程表）」、「品質管理の頻度・方法」、「施工上の課題に対する技術的所見」の3テーマ）に変更はあるでしょうか。 また、配点の変更はありますでしょうか。	施工計画等（作文）の3課題に変更はございませんが、 新様式については、「施工上の課題に対する技術的所見」の課題が固定となりますが、発注部所により詳細な課題が設定できるようになります。 （詳細課題例：品質確保、安全管理、周辺施設への配慮等） また、配点の変更はありません。
33	建設工事及び建設関連業務	一抜け入札方式	「一抜け入札方式」の対象工事について、確認させていただきます。 対象となる工事の条件として、同一の発注機関、同一の発注業務等の条件がありますが、 例えば、各地方振興事務所発注の土木工事で、農業農村整備部と水産漁港部の工事が一括で対象となることはあり得るのでしょうか。 また総合評価資料の作成においては、それぞれの工事に対して資料の作成が求められるのでしょうか。	異なる事務所での一抜け入札方式は適用外となります。 なお、同一事務所の異なる部の工事が一括で対象となることはございません。 工事毎に総合評価資料の作成は必要となります。

※令和7年4月16日付けで番号16、番号20、番号24の回答を修正しておりますのでご注意ください。